

第3回科学技術振興機構債券発行要項

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「本機構」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「機構法」という。）及び国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成15年政令第439号。）に基づき、令和7年2月19日に発行する第3回科学技術振興機構債券に本要項を適用する。

1. 債券の名称 第3回科学技術振興機構債券

2. 債券の総額 金200億円

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の券面は発行しない。

4. 各債券の金額 金1,000万円

5. 利率 年0.811パーセント

6. 発行価額 各債券の金額100円につき金100円

7. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円

8. 償還の方法及び期限

- (1) 本債券の元金は、令和9年2月19日にその総額を償還する。
- (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、第22項記載の振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
- (4) 本債券の元金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。

9. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和7年8月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月20日及び8月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 払込期日の翌日から令和7年2月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でもってこれを計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、

償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき第 5 項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。

(5) 本債券の利息は、社債等振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。

10. 担保

本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、機構法の定めるところにより、本機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

11. 事務の受託会社

- (1) 機構法第 33 条第 4 項に基づく本債券の事務の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために本債券に基づく債権の弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び本機構と受託会社との間の令和 7 年 2 月 7 日付第 3 回科学技術振興機構債券事務委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

12. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本機構が第 8 項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 本機構が第 9 項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (3) 本機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して本機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 法令により、本債券の償還期日前に本機構が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (5) 法令若しくは裁判所の決定により、本機構又は本機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

13. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により期限の利益を喪失した場合は、本機構又は受託会社はただちにその旨を第 14 項に定める方法により公告する。

14. 公告の方法

本機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を本

機構に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

15. 債券原簿の公示

本機構は、本機構の本部内に本債券の債券原簿を備え置き、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本要項及び委託契約の公示

本要項及び委託契約の謄本は本機構の本部内及び受託会社の本店で、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

17. 本要項の変更

- (1) 本機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、本機構はその内容を公告する。ただし、本機構が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

18. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、本機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の少なくとも 3 週間前までに債権者集会を開く旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、本機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を生じない。
 - ① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに反するとき
 - ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③ 決議が著しく不公正であるとき
 - ④ 決議が本債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。本機構

は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、本機構又は受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。

(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有する。

(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手續の細則については、本機構と受託会社が協議してこれを定め公告する。

19. 申 込 期 日 令和 7 年 2 月 7 日

20. 払 込 期 日 令和 7 年 2 月 19 日

21. 引受会社

野村證券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

みずほ証券株式会社（代表）

22. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

以 上